佐賀県イベント・プロモーション協会 会則

第1条(名称)本会は『佐賀県イベント・プロモーション協会』と称する。

第2条(目的)業界に対する学習と研究を通じて、会員相互の親善を図るとともに、地域の 人材育成とイベント・プロモーション業界を健全に発展させ、佐賀県経済に貢献する。

第3条(活動)前条の目的にそって、次の活動を行う。

- 1. 会員相互の情報交換・懇親交流
- 2. 新技術・理論、成功事例の研究
- 4. 国内外の視察企画・運営
- 5. 団体として活動の情報発信・普及啓発
- 6. その他、本会の目的に沿った諸活動

第4条 (活動内容)

- 1. 年2回定例会を開催する(6月総会、12月定例会)
- 2. 総会時に次年度の活動および運営担当委員を決定する。
- 3. オープンセミナーを年1回開催する。

第5条(会員)

- 1. 会員資格 業界に関心をもち本会の趣旨及び目的に賛同する者で、原則として佐賀県 内に事務所を置く法人及び個人の代表者が参加するものとする。
- 2. 新規入会 会員1名の推薦を要し、役員会の承認を得るものとする。
- 3. 退 会 退会届を会長に提出し、任意に退会する事ができる。但し、納入済の会費 は返金しないものとする。
- 4. 義 務 ①本会が行う諸活動に積極的に参加すること。 ②定められた会費を遅滞なく納入すること。

第6条(会計)

- 1. 本会の運営経費は、会費、臨時会費及びその他収入をもって充当する。
- 2. 本会の会費は、年額10,000円とする。
- 3. 本会の会計年度は4月1日より翌年3月末までとし、事務局より収支報告を行う。

第7条(運営)

- 1. 役員 本会を運営するにあたって、次の役員をおく。
 - ①会 長(1名)本会を代表して会を総括し、会議を招集しその議長となる。
 - ②副会長(2名)会長を補佐する。
 - ③役 員(若干名)本会の運営を統括する。
 - ④監 事(2名)本会の会計を監査する。
 - ⑤事務局(1名)本会の事務・会計を統括する。
 - 必要に応じて、名誉会長、相談役、顧問をおく事ができる。
- 2.会 議 年1回開催する総会及び前項の役員による役員会とする。
- 3. 運営に関する事項は、役員会において決定し遂行する。
- 4. 役員の任期 任期は2年とする。但し再任を妨げない。
- 5. 役員の選出 会員の互選により決定する。
- 6. 決 議 役員会出席者の過半数の承認をもって採択する。
- 7. 事務局 本協会の事務局は佐賀広告センター内に置く。

第8条 (変更)

この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認があれば変更できる。

付則 この会則は令和2年6月1日より施行する。